

沖合底びき網漁業
漁獲成績報告書作成の手引き
(九州西部海区)

令和2年12月
水産庁

漁業法（昭和24年法律第267号）第52条第1項に基づく農林水産大臣への資源管理の状況等の報告について、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省第5号）第14条第2項に定められた事項につき、漁業の許可及び取締り等に関する省令第14条第3項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件（令和2年11月16日農林水産省告示第2232号）に定められた様式の報告書（以下「漁獲成績報告書」という。）の作成及び提出の方法について、以下のとおり定める。

1. 報告対象者

沖合底びき網漁業の許可を受けている者であって、九州西部海区において操業した者。

なお、報告対象となる期間にいずれの海区においても操業しなかった場合については、様式にその旨記載して報告すること。

2. 報告の時期、報告先及び提出方法

月毎に、当該月における操業等について、翌月10日までに九州漁業調整事務所に原則電子媒体（エクセルファイル様式）で提出すること。なお、電子媒体での提出が困難な場合は、九州漁業調整事務所に相談すること。

（送信先アドレス）

九州漁業調整事務所沖合課：gcks_okiaika@maff.go.jp

3. 記入要領

～ 上 段 ～

- （1）住所（個人）又は主たる事務所の所在地（法人）及び
氏名（個人）又は名称（法人）

許可証に記載されている住所及び氏名又は名称を記載する。ただし、2そうびきの場合であって、主船、従船それぞれの許可を受けている者が異なる場合は、それぞれの住所、氏名又は名称を記載する。

- （2）報告対象期間

報告の対象となる年月を記入する。なお、漁獲成績報告書を複数のシート（ページ）に記載する場合は、月の後ろに順に番号を付して記入する。

（例：令和2年12月、令和2年12月－〇（番号を記入））

- （3）許可番号、船舶名、総トン数

許可番号及び許可船舶の船名、総トン数を記入する。2そうびきの場合は、主、従それぞれに記入する。

(4) 漁船登録番号

許可船舶の漁船原簿謄本に記載の漁船登録番号を記入する。2 そうびきの場合は、主、従それぞれに記入する。

(5) 漁ろうを指揮監督する者

漁労長等の洋上における漁労活動の責任者の氏名を記入する。

(6) 乗組員数

当該月において、洋上における漁労活動に従事した人数を記入する。なお、日により従事した人数が異なる場合は、当該月の平均的な人数（整数）を記入する。2 そうびきの場合は主、従それぞれに乗組員数を記入する。

(7) 操業区域

許可証に記載されている操業区域の番号をすべて記入する。

(8) 漁業の方法

当該月の操業の実態に応じて、1 そうびきにおいては「かけまわし」又は「オッタートロール」、2 そうびきにおいては「2 そうびき」と記入する。

(9) 操業日数

当該月において、「実際に操業した日」の日数の合計を記入する。なお、投網したが漁獲がなかった日についても日数に含む。

～ 中 段 ～

(10) 漁区

- その操業月日のうち、ひき網回数のもっとも多い漁区番号を4桁で記入する。

(記入例) 2 2 2 - 2 区

漁区
2 2 2 2

(11) ひき網回数

実際に投網した回数を記入し、漁獲がなかった場合も回数に含めることとする。ただし、投網の失敗やドラムの故障など操業上のミスで無効となった事故網や、気象海象条件や根がかりなどによって漁獲のなかった事故網はひき網回数に加えない。

(12) 魚種別漁獲量

魚種については、以下の魚種のうち少なくとも報告する月の間に漁獲のあった魚種について記入する。

- ・ まだい《大、中、小、豆・芝》
- ・ れんこだい《大、中、小、豆・芝》
- ・ あまだい類《大、小》
- ・ そうはちかれい（えて）
- ・ むしがれい（みず）《大、中、小、豆》
- ・ ひらめ
- ・ その他かれい
- ・ あかむつ《大中、小、豆》
- ・ ほうぼう、かながしら
- ・ 丸えそ（えそ）
- ・ ひらえそ（まえそ）
- ・ たちうお
- ・ しろぐち
- ・ まあなご
- ・ するめいか
- ・ けんさきいか
- ・ やりいか
- ・ その他いか
- ・ にぎす
- ・ きあんこう
- ・ その他あんこう
- ・ うまづらはぎ
- ・ その他

（令和2年12月より追加する魚種）

- ・ はも（その他あなごはもを「はも」と「その他あなご」に変更）
- ・ その他あなご
- ・ なまず
- ・ しず
- ・ ちかめきんとき
- ・ さばふぐ類
- ・ さめ類
- ・ まとうだい
- ・ かます類
- ・ こち類

- ・ ひらあじ
- ・ めだか
- ・ こういか類
- ・ すえい
- ・ まながつお
- ・ さわら
- ・ まあじ
- ・ さば類

※ 各魚種の銘柄別の体重及び標準和名は下表のとおり。

(各魚種の銘柄別の体重及び尾叉長又は全長 (cm))

魚種	銘柄	体重 (g)	尾叉長又は全長 (cm)
まだい	大	960 以上	
	中	430～960 未満	
	小	140～430 未満	
	豆・芝	140 未満	
れんこだい	大	500 以上	27 以上
	中	270～500 未満	22～27 未満
	小	100～270 未満	15～22 未満
	豆・芝	100 未満	15 未満
あまだい類	大	200 以上	
	小	200 未満	
むしがれい (みず)	大	250 以上	29 以上
	中	130～250 未満	24～29 未満
	小	40～130 未満	17～24 未満
	豆	40 未満	17 未満
あかむつ	大中	130 以上	
	小	80～130 未満	
	豆	80 未満	

(各魚種の標準和名)

表示名	標準和名
れんこだい	キダイ
あまだい類	アカアマダイ、キアマダイ、シロアマダイ
その他かれい	ヤナギムシガレイ、アカガレイ、ババガレイ コケビラメ、タマガンゾウビラメ、ヒレグロ マコガレイ 他
ほうぼう、かながしら	ホウボウ、カナド、カナガシラほか

丸えそ	マエソ、クロエソ、ワニエソ
ひらえそ	トカゲエソ
その他いか類	ジンドウイカ、ホタルイカ、ソデイカ 他
その他あんこう	アンコウ 他
はも	ハモ、スズハモ 他
その他あなご	ゴテンアナゴ、トウヘイ、シロアナゴ 他
なまず	ヨロイイタチウオ
しず	イボダイ
さばふぐ類	クロサバフグ、シロサバフグ
さめ類	サメ、フカ、ワニ
かます類	アカカマス、ヤマトカマス
こち類	マゴチ、メゴチ、ベニテグリ 他
ひらあじ	カイワリ
めだか	メイタガレイ、ナガレメイタガレイ 他
こういか類	コウイカ、カミナリイカ 他
すえい	ガンギエイ、モヨウカスベ、イサゴガンギエイ 他
まながつお	マナガツオ、コウライマナガツオ
さば類	マサバ、ゴマサバ

(13) 漁獲量計

自動の計算式を設定しているため、入力しないこと。

(14) 陸揚月日

当該漁獲物を陸揚げした月日を記入する。

(15) 陸揚港

陸揚げした陸揚港名を記入する。

～ 下 段 ～

(16) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

- ・ 実施している資源管理の取組内容を直接記入するか又は「別添のとおり」にチェックを入れ、別添に上記内容を記入（様式は任意）し提出する。
- ・ 従前に提出した取組内容から変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（取組内容の記載や別添での提出は不要。）。
- ・ ただし、取組内容に変更がない場合も毎年1月の漁獲成績報告書の提出時に取組内容を記載又は別添にて提出する。

- ・ 資源管理の取組内容を記入又は別添にて提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出する場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ記入又は添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。

(17) 最終の損益計算書その他の最近における損益を知ることができる書類

- ・ 決算後の最初の報告書の提出時に、「別添のとおり」にチェックを入れ、個人経営体にあつては確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書その他の財務に関する書類を、法人経営体にあつては貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて（令和2年11月16日付け2水漁第883号水産庁長官通知）において規定する別記様式3又は別記様式4を提出する（共同経営の場合はすべての経営体について提出する）。
- ・ 従前に提出した上記財務関係書類に変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（上記書類の提出は不要。）。
- ・ 従前に提出した上記財務関係書類の一部に変更があつた場合は、「別添のとおり」にチェックを入れ、変更があつた書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについてにおいて規定する別記様式3又は別記様式4を提出する。
- ・ 上記財務関係書類を提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。

(18) 記載事項の取扱

漁獲成績報告書は、国が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の関係機関（国立研究開発法人 水産研究・教育機構等）へ提供する必要があるため、同意いただける場合は、「同意」にチェックを入れる。

4. 報告の基礎となった記録の保存と管理

当該報告は、法の規定に基づくものであるため、当該報告の基礎となった記録の保存及び管理をすること。